

大阪市監査委員	森	伊 吹
同	森	恵 一
同	大 橋	一 隆
同	土 岐	恭 生

令和 7 年度監査委員監査結果報告の提出について

(西大阪高速鉄道株式会社、大阪港埠頭株式会社)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定による監査を実施し、その結果に関する報告を以下のとおり決定したので提出する。

第 1 大阪市監査委員監査基準への準拠

本監査は、大阪市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第 2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体等に対する監査

第 3 監査の対象

1 対象事務

西大阪高速鉄道株式会社

大阪港埠頭株式会社

- ・ 主に直近事業年度及び進行事業年度を対象とした。

2 対象所属

計画調整局（西大阪高速鉄道株式会社の所管所属）

大阪港湾局（大阪港埠頭株式会社の所管所属）

第4 監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点	監査の結果
(1)現金、現金同等物の管理・運用が適切でないリスク	ア 株式又は出資による権利は固定資産台帳に登録され、決算書類に適正に表示されているか。	—
	イ 現金、有価証券等のリスク管理は適切に行われているか。	指摘事項1
(2)現行業務が設立目的に合致していないリスク	ア 団体の設立目的と合致しない事業があるか。	—
	イ 必要性が低下している事業について見直しを行っているか。	—
(3)財務報告の信頼性を害するリスク	ア 決算諸表等は適正に表示されているか。	—
	イ 経営成績は良好であるか。	—
	ウ 自主財源の確保に向けた取組を行っているか。	—
(4)不正又は法令違反等のリスク	ア 定款や経理規程などの諸規程が整備され、またこれに基づいた事務が執行されているか。	—
	イ 職員の資質向上を目的とした研修は実施しているか。	—
	ウ 出資団体の監事監査で指摘された事項が実行・改善されているか。	—
(5)業務の非効率及び生産性低下のリスク	ア 業務の効率化に向けた対策を実施又は検討しているか。	—
	イ コスト削減に向けた対策を実施又は検討しているか。	—
(6)過去に実施した監査で指摘した事項が実行・改善されず、業務が有効又は適正に実施されないリスク	ア 過去の監査等で指摘された事項が実行・改善されているか。	—
(7)指導監督が適切でないリスク	ア 所管所属は、団体に対して適切な指導監督を行っているか。	—

(注) 監査の結果欄の「—」の項目については、今回の監査の対象範囲において試査等により検証した限り、指摘に該当する事項が検出されなかったことを示すものである。

第5 監査の主な実施内容

監査手続は試査を基本とし、質問・閲覧等の手法を組み合わせた書面調査により実施した。

第6 監査の結果

第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行がその目的に沿って行われていることがおおむね認められた。

ただし、是正又は改善が必要な事項は以下のとおりである。

1 貯蔵品の管理について改善を求めたもの

【大阪港埠頭株式会社に対して】

本法人の経理規則第32条では、物品を常に良好な状態で管理しなければならないと規定されている。なお、同条における物品とは、現金及び有価証券以外の一切の動産のうち、固定資産以外のものをいう。

このため、貯蔵品（資産）についても、紛失や毀損などの事態が生じないように、日頃から適切な管理体制を構築することが求められ、特に貯蔵品を他団体に預ける場合には、管理責任の範囲や善管注意義務、故障・汚損時の対応、セキュリティ確保などについて、事前に他団体と協議の上、書面に規定して取り交わすなど明確化しておくことが重要となる。

本法人は、クルーズ船の初入港歓迎セレモニーの際に贈呈する記念楯を有しており、本法人施設にて保管しているほか、天保山ターミナルで開催されるセレモニーに備えて、同ターミナルに近接する公益社団法人大阪港振興協会に預けているが、公益社団法人大阪港振興協会に預けている記念楯について、管理責任の範囲や善管注意義務、故障・汚損時の対応、セキュリティ確保などについて規定した書面は取り交わされておらず、不測の事態が生じたときの責任の所在について確認できなかった。

これは、貯蔵品を預けることにより生じ得るリスクを十分認識しておらず、万が一の事故、故障・汚損等への対応の必要性を想定できていなかったことが主な原因である。

現状では、管理責任の範囲等、管理条件が明確でないため、不測の事態が生じた場合に迅速かつ適切な対応が困難になるリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項1]

本法人は、貯蔵品の預託の在り方について、管理条件を両方で十分に協議の上、書面にて明確化し共有すること、又は貯蔵品を本法人施設にて一元管理することのいずれかにより、運用を見直されたい。

第7 その他

なし